

農地法第3条調査書

議案3条の	1
権利の設定/移転の種類	所有権の移転
土地の所在	地 目
桜井市大字慈恩寺*** 外3筆	田
	地 積
	995 m ²
譲受人	譲渡人
住所 檀原市*****	住所 桜井市*****
氏名 *****	氏名 *****

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の		2	
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字大福 * * *		田	1,007 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 桜井市 * * * * *		住所 桜井市 * * * * *	
氏名 * * * * *		氏名 * * * * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の	3		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字巻野内***		田	303 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 桜井市*****		住所 桜井市*****	
氏名 *****		氏名 *****	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局